

『R7年度税制改正大綱（1） 年収103万円の壁』

先月20日に決定した税制改正大綱について、今回から連続して概要を掲載する。

国民民主党を含め3党で協議された「103万円の壁」引き上げは、最大の焦点となった。働き控えへの対応（就業調整の防止）、減税による消費喚起、インフレ対応を目的としたもの。現在の控除額となった1995年当時と比較した基礎的支出項目の物価上昇率を踏まえ、123万円への引き上げを明記。所得税の基礎控除は58万円に、給与所得控除の最低保障額は65万円となる。住民税においても給与所得控除の最低保障額を65万円とする一方、基礎控除については、地方から大幅な減収への懸念が示されたため据え置きとなった。



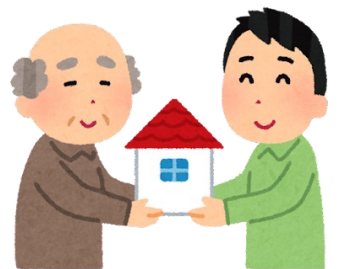
また、大学生などを扶養する世帯の税負担を軽減する「特定扶養控除」の年収要件も150万円に引き上げる。123万円を超えると「特定親族特別控除」となり、150万円を超えると控除額が段階的に減る仕組みを導入。188万円を超えるとゼロとなる。さらに配偶者特別控除でも、配偶者の年収要件を160万円とする。

一連の見直しによって、国と地方合わせて年間6580億円の減収となる見通し。雇用者においては、柔軟な勤務体制の導入や給与体系の再設計により、従業員の意欲向上や人材確保につながる可能性がある。

『R5事務年度の相続税調査状況 簡易な接触での追徴等過去最高』

国税庁はこのほど、令和5事務年度における相続税の調査等の状況を公表した。

相続税の実地調査の状況としては、実地調査件数は8,556件、追徴税額合計は735億円で、ともに前年度比で増加した（件数104.4%増、追徴税額109.8%増）。相続税の簡易な接触（文書、電話、面談等による是正）については、接触件数が18,781件（同125.2%増）、非違件数は5,079件（同137.8%増）、申告漏れ課税価格は954億円（同139.0%増）、追徴税額合計は122億円（同140.8%増）で、いずれも過去最高を記録した。無申告事案の実地調査については、追徴税額は123億円（同111.4%増）で、平成21事務年度以降で最高となった。海外資産関連事案の実地調査（CRS情報や租税条約等の情報交換制度活用）については、海外資産に係る非違件数は168件（同96.6%）、課税価格は62億円（同88.9%）だった。また、贈与税に関しては無申告事案を中心に実地調査が実施され、実地調査件数は2,847件（同97.9%）、追徴税額は108億円（同137.5%）となった。財産別非違件数は現金・預貯金等が63.9%、有価証券が14.4%、土地家屋が4.6%、その他17.0%となっている。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com